○農林水産省告示第千七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十年五月二日農林水産省告示第六百五十七号、昭和六十年七月十九日農林水産省告示第千七十号、昭和六十年十月十九日農林水産省告示第千五百九十四号、昭和六十一年五月十二日農林水産省告示第七百十二号、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第二千一号、昭和六十二年七月十一日農林水産省告示第八百五十六号、昭和六十三年四月十九日農林水産省告示第五百一号、昭和六十三年七月二十八日農林水産省告示第千七十七号、平成二年四月十一日農林水産省告示第五百四十八号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成三年五月十三日農林水産省告示第六百一号、平成三年八月十九日農林水産省告示第千五十四号、平成八年六月十八日農林水産省告示第九百六十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十年五月二日農林水産省告示第六百五十七号、昭和六十年七月十九日農林水産省告示第千七十号、昭和六十年十月十九日農林水産省告示第千五百九十四号、昭和六十一年五月十二日農林水産省告示第七百十二号、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第二千一号、昭和六十二年七月十一日農林水産省告示第八百五十六号、昭和六十三年四月十九日農林水産省告示第五百一号、昭和六十三年七月二十八日農林水産省告示第千七十七号、平成二年四月十一日農林水産省告示第五百四十八号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成三年五月十三日農林水産省告示第六百一号、平成三年八月十九日農林水産省告示第千五十四号、平成八年六月十八日農林水産省告示第九百六十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百二十三号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千三百三号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十二号、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百十五号、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百三十三号、平成十一年十一月二日農林水産省告示第千四百七十号、平成十二年一月十二日農林水産省告示第三十号、平成十二年七月二十五日農林水産省告示第千四十五号、平成十三年三月十五日農林水産省告示第三百六十四号、平成十三年六月二十日農林水産省告示第八百二号、平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百九十五号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ほり谷・谷奥谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線、標柱二十六号と二十七号を平成二十年国土交通省告示第千百三十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十七号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県吾川郡いの町長澤

字筋川　三〇番一　一号

三〇番一　二号

地先道路敷　三〇番二　三号及び三十九号

三〇番六　四号及び五号

地先水路敷　三〇番六　六号及び三十二号から三十四号まで

三〇番六　三十五号から三十八号まで

二九番　三〇番四　四十号

二七番一　四十一号

二七番二　四十二号及び四十三号

地先道路敷　四十四号

字川口　一二八番　七号から十二号まで

一二七番　二十号から二十四号まで

一二三番二　二十六号

一二六番一　二十五号、二十七号から二十九号まで及び三十一号

一二六番四　三十号

一三〇番　十三号から十九号まで

○国土交通省告示第千十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐賀山川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第百四十二号で指定した土地の区域、平成五年建設省告示第九百五十七号で指定した土地の区域及び平成五年建設省告示第九百五十八号で指定した土地の区域を除く。）。

高知県長岡郡大豊町佐賀山

字樫ノ内渡ノ上　八〇一番二　一号及び二号

字樫ノ内　八二一番　三号

字ゴヲロヲ　一二九〇番三　四号及び五号

字有リ本　一二九二番二　六号

八三〇番一　七号から九号まで

字霜薄木　七九九番　十号